別添資料

平成 26 年 1 月 10 日発 がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針「4 情報の収集提供体制」(p11-13)に対する修正意見

一一,从20十1月10日光 770的原建场地点的的	寺の登浦に関する指針「4」情報の収集使供作制」	(bit 19)に対する修正母児
修正案	現在の整備指針	備考
4 情報の収集提供体制	4 情報の収集提供体制	
(1) 主治医 (チーム)		意見書 2(1)
①主治医 (チーム) は、全ての患者に、十分な時間をか		
けて、複数回以上のインフォームド・コンセント(説明・		
納得・同意・希望の対応プロセス)を行い、患者に充分		
な情報の提供を行った上で、患者と共に治療の方針決定		
等を行うこと。		
②主治医(チーム)は、原則として全ての患者に、セカ		
ンドオピニオンを取っていただけるように、充分な情報		
の提供を行い、セカンドオピニオン先の医療機関選択の		
相談に応じること。		
③主治医(チーム)は、原則として全ての患者に、アド		
バンス・ケア・プランニング(意思決定支援の対応プロ		
セス)を行い、病初期から治療終了に至るまで、患者に		
とって、患者自身の意思が尊重されていることを実感で		
<u>きるようにすること。</u>		
<u>(2) がん</u> 相談支援センター	(1) 相談支援センター	
相談支援を行う機能を有する部門(以下「がん相談支	相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援セ	項目数の整理により、「アからシ」
援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を	ンター」という。なお、病院固有の名称との併記を認め	を「アからク」に修正
認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記する	た上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)	
こと。)を設置し、①から⑥の体制を確保した上で、当	を設置し、①から⑥の体制を確保した上で、当該部門に	
該部門においてアから <u>ク</u> までに掲げる業務を行うこと。	おいてアからシまでに掲げる業務を行うこと。なお、院	
なお、院内の見やすい場所にがん相談支援センターによ	内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援	

	,	
る相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、がん相談	を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターに	
支援センターについて積極的に周知すること。	ついて積極的に周知すること。	
また、拠点病院は、都道府県と協力して、がん患者や		意見書 1(3)
その家族のみならず、一般市民に対してもがん相談支援		
センターの周知活動を行うこと。		
①相談支援に携わる者は、科学的根拠に基づいた信頼で		相談員が果たすべき役割につい
きる情報提供を行うことによって、がん患者や家族等、		て記載がないため、必要な事項を
国民に対し、その人らしい生活や治療選択ができるよう		新規記載
支援を提供すること。そのために、相談者の個別ニーズ、		
価値観を尊重するとともに、秘密保持に留意し、当該機		
関で受診していない者や匿名での相談にも応じること。		
② 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下	① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下	意見書 3(1)
「がん対策情報センター」という。)による「がん相談	「がん対策情報センター」という。)による「相談支援	
支援センター相談員研修・基礎研修」(1)~(3)を	センター相談員研修・基礎研修」(1)~(3)を修了	
修了した常勤でかつ専従のがん専門相談員を 2 人以上	した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1	
配置すること。がん相談支援センターに寄せられる多様	人ずつ配置すること。	
な相談に適切に対応するため、看護師および社会福祉		
土・精神保健福祉士の両職種を配置すること。		
③ 拠点病院は、質の高いがん相談等を維持するために、		意見書 3(2)
都道府県がん診療連携協議会情報提供・相談支援部会や		
がん対策情報センター、関連学会等が行う研修会等に、		
がん専門相談員を年2回以上受講させること。		

④ 拠点病院は、院内の診療従事者(各診療科、中央診	② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外の	意見書 2(1)
療部門、緩和ケアチームなどの診療科横断チームなど)	がん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関	
や事務部門の協力を得て、院内外のがん患者及びその家	等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、	
族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対	相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との	 削除部分については、がん相談支
応する体制を整備すること。また、院外の医療機関や、	連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	援センターに限って行うべきこ
相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との		とではなく、拠点病院として行う
連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。		べき内容であるため、「(3)がん患
生功 加力 仲間 ク 円来で慎極 けでれ ノ 加むここ。		者、患者会、ピア・サポーター活
		動への支援」として記載
⑤ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議	③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議	意見書 1(1)
		总兄音 1(1 <i>)</i>
を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠	を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠	
点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を	点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を	
含む協力体制の構築を行う体制を、 <u>都道府県行政の連携</u>	含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。	
<u>の下</u> に確保すること。		
⑥ がん診療連携拠点病院の責務として、相談支援セン	④ 相談支援センターの機能について、主治医等から、	意見書 2(1)
ターの機能について、主治医や院内外の医療従事者等か	がん患者及びその家族に対し、周知が図られる体制を整	
ら、がん患者及びその家族に対し、周知が図られる体制	備すること。	
を整備すること。拠点病院の主治医(チーム)は、初診		
ないしは治療方針の決定が行われる前までに、全ての患		
者及びその家族にがん相談支援センターを周知すると		
ともに、積極的に紹介すること。		
⑦ 相談支援センターにおいて提供する相談支援の質お	⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者から	意見書 4
よび業務内容について、評価を行い、拠点病院は相談者	フィードバックを得る体制を整備することが望ましい。	
からフィードバックを得る体制を整備することが望ま		
The state of the s		

しい。		
⑧ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合に	⑥ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合に	
は、連携協力により相談支援を行う体制を整備するこ	は、連携協力により相談支援を行う体制を整備するこ	
と。	と。	
<相談支援センターの業務>	<相談支援センターの業務>	
ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予	ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予	
防・早期発見等に関する一般的な情報の提供	防・早期発見等に関する一般的な情報の提供	
イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の	イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の	必要とされるのは地域の医療機
専門とする分野・経歴 など、地域の医療機関に関する情	専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従	関に関する全般的な情報であり、
報の収集、提供	事者に関する情報の収集、提供	入院・外来の待ち時間や個人につ
		いての情報を特記する必要はな
		V
ウ セカンドオピニオンの提示が可能な <u>医療機関</u> につい	ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介	医師ではなく機関を紹介すべき
ての情報提供		
エ がん患者の療養生活に関する相談	エ がん患者の療養上の相談	
オ 就労に関する相談(産業保健等の分野との効果的な	オ 就労に関する相談(産業保健等の分野との効果的な	産業保健に限らないため()内
連携による提供が望ましい。)	連携による提供が望ましい。)	制除
在から STEIN 主まして。)	注がによるに以上では、	אמונים
カ 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療	カ 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療	事例の収集、提供は不要であるた
の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供	の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供	め

アスベストによる肺がん及び中皮腫、HTLV-1関連	キ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相	「キ」「ク」の集約
疾患であるATLに関する相談等、特殊な疾患に関する	談	
相談支援		
	ク HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相	「キ」「ク」の集約
	談	
ケ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグ	ケ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグ	がん相談支援センターに限って
ループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対	ループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対	行うべきことではなく、拠点病院
する支援	する支援	として行うべき内容であるため、
		「(3)がん患者、患者会、ピア・サ
		ポーター活動への支援」として記
		載
コ 相談支援センターの広報・周知活動	コ 相談支援センターの広報・周知活動	意見書 2(3)
キ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向	サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向	
上に向けた取組	上に向けた取組	
ク その他相談支援に関すること	シ その他相談支援に関すること	
※ 業務内容については相談支援センターと別部門で実	※ 業務内容については相談支援センターと別部門で実	
施されることもあることから、その場合にはその旨を掲	施されることもあることから、その場合にはその旨を掲	
示し必要な情報提供を行うこと。	示し必要な情報提供を行うこと。	
(3) がん患者、患者会、ピア・サポーター活動への支		
<u>援</u>		

拠点病院は、医療関係者と患者会等が共同で運営する	がん相談支援センターに限って
患者サポートグループ活動や、患者サロンの定期開催、	行うべきことではなく、拠点病院
地域で活動を行っているがん患者、患者会、ピア・サポ	として行うべき内容であるため
<u>ーター活動への支援を行うこと。</u>	「2②」「ケ」から削除し新規記載